

岡山大学大学院保健学研究科における博士の学位授与に関する内規

〔平成20年10月15日〕
大学院保健学研究科長裁定

改正 平成25年 3月12日

改正 平成26年10月 1日

改正 平成30年12月11日

改正 令和 2年 9月15日

改正 令和 4年10月12日

改正 令和 5年 3月14日

改正 令和 5年 5月 9日

改正 令和 8年 3月10日

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）博士後期課程において博士の学位を授与するに当たり、学位論文及び学位に付記する専攻分野の名称等の審査に関し必要な事項を定める。

(学位の申請)

第2条 博士後期課程に在学するもの又は博士課程を経ないものが学位論文の審査を願ひ出るときは、所定の学位申請書に学位論文及び別に定める必要書類を添えて、それぞれ正指導教員又は紹介指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

2 学位論文の提出時期については、別に定める。

(博士課程を経ない者の学位申請の資格)

第3条 博士課程を経ない者で、学位の授与の申請をすることのできるものは、保健学研究科指導教員のもとで、提出論文の研究に直接従事した期間が3年以上であり、なおかつ次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を取得して退学した者
- 二 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- 三 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、9年以上の研究歴を有する者
- 五 高等学校を卒業した後、12年以上の研究歴を有する者
- 六 その他、前各号以外の学歴を有する者で、研究歴が博士課程修了者と同等以上と認められた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げる学位授与の日までの期間とする。

- 一 大学の専任教員として研究に従事した期間
- 二 大学の研究生として研究に従事した期間
- 三 大学院の学生として在学した期間
- 四 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- 五 その他、著書、学術論文、学術講演、学術報告、特許等によって研究に従事したことが確認された期間

3 前2項を満たすかについて、別に定める期間内に申請をし、学位申請の資格確認を受ける必要がある。ただし、第1項の一に該当する者の内、岡山大学大学院保健学研究科

博士後期課程を単位修得満期退学するものは、資格確認を免除する。

- 4 資格確認の認定は、教務委員会が行う。研究歴に疑義が生じた場合は、教務委員会において審議し、岡山大学大学院保健学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）に報告する。
- 5 提出論文は筆頭著者として執筆し、査読制度のある雑誌に掲載又は掲載確定しているものとする。加えて、第3項の但し書きに該当しない者は、提出論文は3本（主論文1本、副論文2本）とする。内、主論文は雑誌にアクセプトした時点で JCR（Journal Citation Reports）又は SJR（Scimago Journal & Country Rank）の分野別ランキングにおいて上位25%以上（Q1）に位置する雑誌に掲載又は掲載確定したものとする。

（学位審査委員会）

第4条 学位申請書の提出があったときは、研究科教授会の議を経て、学位論文提出者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という）を設ける。

- 2 審査委員会は、学位論文及び付記する専攻分野の名称の審査を行う。
- 3 審査委員会は、研究科博士後期課程に在学する者にあつては、学位論文を中心として、これに関連する専門分野について筆答又は口頭により最終試験を行う。なお、最終試験は、博士学位論文発表会を持って充てることができる。また、博士課程を経ない者にあつては、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があるか否かの確認（以下「学力の確認」という。）を行うために、学位論文を中心として、これに関連ある専門科目について、口頭により試験（博士論文発表会をもって充てることができる）を行う。さらに、専門の学術研究を行うのに必要な外国語（1か国語）について筆答及び口頭により試験を行う。
- 4 審査委員会は、次の各号に掲げる審査委員で組織する。
 - 一 主査 1名、副査2名で組織する。
 - 二 論文の内容及び専攻科目に関係ある教授、准教授又は講師から選出する。ただし、正指導教員、副指導教員及び紹介指導教員並びに共著者は除く。加えて、過去に在籍していた者については、在籍時の正指導教員及び副指導教員は除く。また、必要があるときは、他の研究科（他大学を含む）又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。
- 5 主査は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 6 審査委員を担当することができる者は、次のとおりとする。
 - 一 研究科を構成する教育研究分野の専任の教授のうち博士の学位を有する者
 - 二 研究科を構成する教育研究分野の専任の教授、准教授又は講師（岡山大学大学院保健学研究科教員の授業担当等の資格審査に関する内規（平成30年12月11日大学院保健学研究科長裁定）第2条第1号の資格を有する者に限る。）のうち前項以外の者で研究科教授会において必要と認められた者
 - 三 助教（学位規則第10条第3項における学長が別に定める要件を満たす者の取扱要項（令和5年3月30日学長裁定）第2条の別表に定める要件を満たす者に限る。）のうち、研究科教授会において必要と認められた者
 - 四 他の大学院又は研究所等の教員等で研究科教授会において必要と認められた者
- 7 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験を行い、学位審査報告書（論文審査の要旨及び最終試験の結果）を研究科長に提出するものとする。
- 8 審査及び最終試験にあつては、必要に応じ他の教員の出席を求めることができる。

9 審査及び最終試験は公開とし、保健学研究科学生、保健学研究科教員は聴講できる。

10 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(修了の判定)

第5条 研究科長は、研究科教授会に審査結果を報告し、研究科教授会は、報告に基づいて審査のうえ、学位申請者ごとに可否の判定を行う。

2 研究科教授会における学位審査結果報告の質疑に対する応答は、当該分野の分野長が行うものとする。ただし、必要があるときは、指導教員が行うことができる。

3 前項の指導教員が准教授又は講師の場合は、質疑応答時に限り当該准教授又は講師を研究科教授会に出席させることができる。

(学長への報告)

第6条 研究科教授会において学位を授与すべきものと議決したときは、研究科長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第7条 学位授与の月日は、3月25日及び9月30日とする。

(修業年限の特例に基づく学位申請)

第8条 岡山大学大学院学則（平成16年岡大規則第3号）第36条の4第1項ただし書きに基づく学位申請については、この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(学位論文の保存等)

第9条 その他学位論文の保存等については、各分野において定める。

附 則

この内規は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月12日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和8年4月1日から施行する。

2 博士前期課程及び博士後期課程の学位申請論文についての申し合わせ事項（平成20年9月8日）は、廃止する。